

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	山梨県	執行機関名 富士河口湖町長
3. 市区町村名	富士河口湖町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?if_id=3414&ka_id=3	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成15年富士河口湖町条例第95号)に基づくひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		富士河口湖町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成15年富士河口湖町条例第95号)に基づくひとり親家庭医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)	富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成15年富士河口湖町条例第95号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の精神的及び経済的な負担を軽減し、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成15年条例第95号) 富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(平成15年規則第53号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第4条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭等に対する医療費の一部助成の受給資格及び額の決定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る <u>道府県民税又は市町村民税に関する情報</u>	当該申請に係る児童の保護者又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る <u>道府県民税又は市町村民税に関する情報</u>
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と <u>同一の世帯</u> に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る児童の保護者又は当該児童と <u>同一の世帯</u> に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		